

# 「東アジア共同体」構想と歴史の壁 日韓・日中はいかにして過去を克服すべきか

朴 一

大阪市立大学大学院経済学研究科教授

### はじめに

ここ数年、東アジア全域で「東アジア共同体」構想への関心が高まっている。2000年11月にシンガポールで開催された「ASEAN+3(日中韓)」サミットでは、参加国間で将来「東アジア共同体」を実現することが約束され、「共同体」実現への期待が一挙に膨らんだ。そして2005年12月、マレーシアのクアラルンプールで開かれた第一回東アジアサミットでは、「東アジア共同体」構築を目指した「クアラルンプール宣言」を採択して閉幕した。参加国間で「東アジア共同体」の枠組みをめぐる対立はみられたものの、「共同体」構築に向け第一歩を踏み出したという意味では大きな前進である(注1)。

実際、中国、日本、NIES、ASEANから成る東アジア4地域の相互依存関係はかつてない深まりをみせている。1991年から2000年の10年間で、中国から東アジア8ヵ国(NIES+ASEAN)へ向けた輸出は9.6倍、中国から日本への輸出は4.3倍に増加。一方、東アジア8ヵ国から中国への輸出と日本から中国への輸出も3.5倍に増加してきた(経済産業省調査)。

こうした相互依存の時代を迎え、現在、東アジア各国間では、FTA(自由貿易協定)やEPA(経済連携協定)を結ぶ動きが活発化している。FTAは、2国間や複数国間で貿易を促進する関税撤廃などを進めようというものであり、FPAは関税撤廃だけでなく、投資ルールや知的財産の保護、ビジネス環境の整備、人の移動などを含め、より幅広い分野で経済連携を結ぼうというものである。

現在、アジアの中で最も積極的にFTA外交を展開しているのが中国である。中国はFTAを重要な外交戦略と位置づけ、2000年にASEANにFTAを提案して以来、約30ヵ国とFTAを締結、あるいは交渉中である。関税引き下げなどで中国と相手国の市場開放を進め、経済成長を持続させたいというのが、中国政府の狙いである。

当初、中国やアジア後発国の台頭を警戒し、アジア地域協力に消極的だった日本も、2001年1月、小泉首相(当時)が「東アジア共同体」構想を提案したことで、ようやく「共同体」創設にむけて動きだした。日本が「東アジア共同体」構想に前向きになったのは、「中国をはじめとする東アジア諸国の急成長を日本経済の『脅威』ととらえるのではなく、むしろそうした国々と連携を深めることで、日本経済の持続成長を図るべきだ」(注2)という考え方方が、政財界で一般化してきたためである。

さらに日本の二階経済産業相は、2006年8月にマレーシアで開かれた経済閣僚会議で、東アジアから太平洋に広がるFPA構想(「東アジアEPA構想」)を提案し、内外の注目を集めた。この提案では、「AEAN10ヵ国+3(日中韓)」にインド、オーストラリア、ニュージーランドを加えた16ヵ国間でEPAを結び、「域内でのヒト、モノ、カネの移動を2010年までに自由化」し、EUやNAFTAに匹敵する広域経済圏を築くというプランが表明された(注3)。

16ヵ国の総人口は世界人口の半数を占める約31億人、GDPの合計は約9兆ドルに達し、世界経済の4分の1に相当する。構想が実現すれば、アジア・太平洋間の貿易や投資が一層活発化し、将来「東アジア共同体」に結実する可能性もある。

だが、東アジアの多くの国々は、二階提案の実現には懐疑的である。何故か。まず、日本がFTAやEPAで中国や韓国に遅れをとっていることが挙げられる。韓国や中国はすでにASEANとFTAを締結しているが、日本はごく一部の国を除いて、依然交渉の段階である。さらに、何よりも日中、日韓の冷え込んだ外交関係が「東アジアEPA構想」や「東アジア共同体」の実現を困難視させている。「構想」や「共同体」のメンバーにインド、オーストラリア、ニュージーランドを含めるかどうかは別にしても、やはりメンバーの中心となる国は東アジア(AEAN10+3)全体のGDPの八割以上を占める日中韓3ヵ国ということになる。したがって、「構想」や「共同体」実現に向け協議を続けていくには、日中韓の安定した政治・経済関係が不可欠である。しかし、日韓のEPA交渉は2004年から中断したままであり、日

## 第7セッション

中のEPA交渉は目途も立っていない。

このような状況を考えると、日中韓3国がどこまで共通意識を持ち、協力関係を築いていけるかが、今後「東アジアEPA構想」や「東アジア共同体」の実現にとって大きな鍵を握ると思われる。「構想」や「共同体」実現に向け、日韓・日本の経済協力関係を発展させていくには、協力の阻害要因になる政治摩擦をできるだけ回避する双方の努力が必要だ。なかでも歴史問題は、日韓・日中で加熱する経済協力関係を一挙に冷却化させる危険性さえ孕んでいる。政治家のなかには、双方の経済的果実を優先し、歴史問題には目をつぶろうというような議論を展開する人たちもいるが、かつて、日本の歴史認識をめぐって中国や韓国で起こった反日行動が、日本製品の不買運動に発展したことは、こうした議論の限界性を示している。日韓、日中両国がなぜ歴史問題で対立するのか、その原因を探り、お互いに歴史問題の解決に向けた取り組みを続ける限り、「東アジアEPA構想」や「東アジア共同体」論は単なる提案で終わってしまうだろう。

本論では、「東アジア共同体」の核となる日中韓の歴史問題をめぐる争点を整理し、そうした政治摩擦を克服するために、各国に求められた取り組みとは何かを考えてみたい。

### I. 日中韓の歴史問題をめぐる争点

#### 1. 日本の対中ODAと歴史問題

日韓・日中間で歴史問題をめぐる対立が繰り返されるのは、なぜだろうか。まず対立する基本要因として、日韓、日中間での戦後処理に対する認識のずれが挙げられる。

日本の政治家や識者の中には、日本がアジアに行ってきてきた経済協力やODA(政府の途上国援助)によって、過去の償いは十分に行ってきたと考える人が多い。例えば、2005年6月、日本の町村外務大臣(当時)は、外相の諮問機関である「ODA総合戦略会議」の場で「靖国神社に行ったから軍国主義だとか批判はあるが、とんでもないこと。赤字国債を出してまでODAを一生懸命出し続け、90年代は第一の供与額だったことは、胸を張って国際社会に言える」(注4)と発言し、日本のODAが歴史問題の解決に貢献してきたことを中国側にアピールしたことがあった。

こうした考え方をしているのは、町村外相だけではない。政界に影響力を持つ前日本財団の会長・曾野綾子も、「過去を償うなら賢明な援助で」(注5)と述べたことがあり、日本を代表するエコノミストである渡辺利夫も「多くの日本人はこの援助を、戦前・戦中の日本の行動に対する贖罪と考えてきた」(注6)と主張したことがある。

確かに、日本のODAは日本企業のアジア進出という経済的利害と結びつきながらも、タイ、インドネシア、中国などアジア途上国の道路、橋、空港をはじめとするインフラ建設に投入され、それらの国々の産業を育て、所得水準を向上させる役割を担ってきた。特に1979年から始まった日本の対中ODAは、2003年までに累計総額3兆3千円に達しており、80年代までの中国の対外援助の5割を担ってきた。上海の浦東空港や北京空港の整備、北京の地下鉄なども日本のODAで整備されたと言われている(注7)。中国は72年の日中共同声明で対日賠償請求権を放棄したが、日本の要人たちは、こうした中国への経済協力を戦後賠償の代替と見なしてきたのである。

#### 2. 日韓基本条約における戦後処理

一方、韓国に対してはどうか。韓国は、1965年に締結された「日韓財産ならびに請求権問題解決と経済協力に関する協定」において、日本から1080億円分の生産物・サービスの無償援助と 720億円分の貸し付けを受けることを条件に、「(日韓)両国および国民の財産、権利、請求権に関する問題が……完全かつ最終的に解決された」という条文に締結している。これは、日本政府が韓国政府に対し請求権を放棄する見返りに経済協力を行うという取り決めである。どのような経緯で、こうした取引が成立したのだろうか。

周知のように、日韓条約は10年以上に及ぶ長い交渉を経て、締結にこぎ着けたものである。これほど交渉が長引いたのは、両国の植民地支配に対する根本的な認識の違いがあったからである。

1952年に開催された第一次日韓会談において、韓国側は①植民地期の「破壊と国民の犠牲に対する賠償の請求、②1910年8月22日以前に旧大韓帝国と日本国との間に締結されたすべての条約の無効、③韓国から持ち去った国宝類の返還等を、日本側に要求した(注8)。これに対して、日本側は①両国の財産請求権の相殺、②韓国保護条約と日韓併合条約の無効を確認した条約案の削除、③「不法な領有の上に蓄積された日本の財産」については「敵産管理的の処分を行った場合においても、その財産に対する元の所有権は消滅しない」と反論した。さらに日本側は「韓

## 第7セッション

国にある日本人の私有財産については所有権は消滅しておらず、請求する権利がある」と日本の対韓請求権さえ主張した。

こうして「韓国併合条約は戦後効力を失ったのであり、朝鮮は正当な手続きを経て日本の領土になった」(注9)と認識する日本側と、日韓併合条約は「日本の侵略的な不法行為なので最初から無効」(注10)と主張する韓国側とはまっこうから対立し、交渉は何度も決裂した。

ここで、両国が日韓併合条約の有効・無効にこだわったのは、当時の朝鮮が日本の正式な領土であったかどうかで、戦後補償の在り方が大きく違ってきたからである。もし日韓併合条約が当初から無効で朝鮮が日本の正式な領土でなかったら、朝鮮と日本は交戦状態に置かれていたことになり、交戦国間の賠償請求が可能になる。したがって、日本政府は、最後まで日韓併合条約の有効性を主張し、韓国政府の対日賠償請求権を認めようとしなかった。

さらに徴用・徴兵死傷者などに対する補償問題も公式資料の焼失という理由で対応ができないとされ、お蔵入りになつた。日本政府はあくまで日韓併合条約の有効性を譲らず、韓国側に請求権を放棄するなら、相応の経済協力に応じると迫つたのである。

結局、米国政府の仲介によって、韓国政府は日本政府からいったん経済協力金を受けとり、その一部を戦争被害者への補償金にあてるという政治決着に応じることで、世論の批判をかわそうとした。こうして韓国政府は、1971年から戦争犠牲者に該当する国民の申告を受け付け、75年から77年まで民間補償を行つたのである(注11)。

こうした日韓交渉のプロセスを改めて検証すると、韓国における戦争犠牲者に支払われた補償金は、そもそも日本が韓国政府に経済協力金という名目で支給されたものであり、韓国に対する戦後補償資金として提供されたものではなかつたことが判る。日本政府は「過去に対する償い」として経済協力に応じたのではなく、中国への経済協力とは対照的に、むしろ戦後補償を拒否するために経済協力に応じたというのが、日韓基本条約の真意と言えるだろう。

とはいひ、当時の韓国政府も、過去の清算より経済協力を優先した結果、こうした政治決着に応じたのも事実であり、1965年の日韓条約が締結された時点での問題は「完全かつ最終的に解決された」というのが、日本政府の一般的理解であると思われる。

### II. 中韓の歴史認識

#### 1. 日本の戦後処理に対する中韓の反発

このように日本政府は、韓国については1965年の日韓基本条約によって、また中国については72年の日中共同声明で「両国間の請求権問題は解決済み」と考え、戦後補償と見做すかどうかは別として、両国に提供した経済協力を通じて「過去は償った」と考えているようである。

一方、中国や韓国はこのような戦後処理に対する日本の対応をどのように捉えているのだろうか。

2005年6月、中国外務省の劉建超(リュウ・チェンチャオ)副報道局長は、ODAを通じて過去を償ってきたとする先の町村外相発言について、「援助をしたからといって過去の歴史を抹殺することはできない」と述べ、「二つ(援助と歴史認識)の問題を明確に分けなければならない」とODAを戦後処理と見做す日本政府の考え方を批判した(注12)。

また2005年に入って、歴史見直し作業の一環として日韓条約交渉関連文書が公開された韓国では、戦後補償よりも経済協力を優先した日韓条約そのものを見直そうという声が市民団体からあがっている。

今回、財産請求権などを定めた外交文書から、韓国側は個人補償など8項目の対日請求を放棄する見返りに、日本からの経済協力金を獲得し、個人補償については韓国政府自身が行う考えを示していたことが再確認された。これによって、植民地時代に日本に徴用、徴兵された韓国人遺族などの個人の補償義務については韓国政府が負うことが改めて明確になった。こうした外交文書の公開を受けて、韓国の太平洋戦争犠牲者遺族会は2005年1月、ソウルの日本大使館前で集会を開き、「日韓交渉は両国権力者による密室の野合だった」と非難し、犠牲者の個人補償について日韓が再度協議することを求める裁判を日韓両政府を相手取つて起こすことを発表した(注13)。

#### 2. 過去克服に向けた韓国政府の取り組み

だが韓国政府がこうした外交文書の公開に踏み切ったのは、日韓条約を見直すためではない。目的の一つは、朴正熙大統領をはじめとする独裁政権時代の歪みを正すことで、徹底した民主化を国民にアピールすることである。これまで秘密のベールに包まれてきた日韓条約の見直し作業は、軍事政権時代の不正を調査してきた盧武鉉政権

## 第7セッション

にとっては避けられないテーマであった。

文書公開のもう一つの狙いは、徴用・徴兵の被害者や遺族らの責任追及の矛先を日本政府ではなく、あえて韓国政府に向けさせようとするものだ。90年代以降、韓国人の戦争被害者による日本政府を相手取った訴訟が頻発しているが、韓国政府はこうした問題処理を引き受けすることで、日韓の歴史問題に自ら区切りをつけようとしたのではないかと思われる(注14)。

韓国政府は、2004年1月、こうした外交文書の公開に伴い、国内外の問い合わせに対応するため、遺族救済のための立法措置を検討する対策企画室を設置。2004年2月から6月まで、日本の植民地統治時代に動員された軍人・軍属・労働者・慰安婦らの真相調査をするための被害申告の受け付けを行ってきた。韓国政府の対応は、戦後処理を曖昧にした日韓条約の問題点を明らかにし、こうした条約を受け入れてしまった自国の責任も考えなければならぬというものであった。

だが過去の問題は韓国政府の自助努力で解決されるものではない。日本に補償要求裁判を起こしている太平洋戦争犠牲者遺族会のメンバーの話では、「いまだに日本に徴用された韓国人の大半の遺骨が戻らず、肉親の生死すら確認できていない人が多い」という。戦後、日本政府が遺体や遺骨を韓国側に送還した韓国人犠牲者はわずか1割で、遺体や遺骨を送還されず放置された遺族からは、なかなか動こうとしない日本政府の対応に不満の声が上がっている(注15)。韓国政府は、植民地時代に動員された韓国人被害者の死亡や遺骨確認など真相調査をするための被害申告の受付を始めたものの、国内に資料が乏しいため、日本側の協力がなければ対応できないのが実情だ。

2004年12月、日韓首脳会談で盧武鉉大統領が強制連行された韓国人の遺骨返還への協力を小泉首相に要請したが、日本政府も日韓共同宣言に盛り込まれた「過去の精算」を言葉で終わらせないためには、さまざまな事情で対応が遅れてきた朝鮮半島出身者の遺骨返還問題に真剣に取り組んでいくことが必要だ。

### 3. 韓国と中国が日本の謝罪を疑問視する理由

日韓、日中の戦後処理において、争点となるのは補償問題だけではない。もう一つの重要な問題は日本の過去に対する姿勢である。日本人の中には、1995年の「村山談話」(注16)でアジアに対する日本政府の公式謝罪は終わったと考えている人が少なくない。

だが、日本の首相が戦争指導者であるA級戦犯が合祀されている靖国神社を参拝したり、文部科学省が教科書検定を通じて過去を正当化する歴史教科書を公認する行為を見ると、韓国人や中国人が「日本のあの反省はいったい何だったのか」と疑問をもつもの当然であろう。

そもそも、韓国や中国の過去に関する基本認識は、太平洋戦争はアジアに対する侵略行為に他ならず、こうした侵略戦争は日本の一握りの軍国主義者によるミスリードで引き起こされたもので、大多数の日本国民はむしろ「戦争の犠牲者」であるというものである。東京裁判はこうしたシナリオのなかで、あえて天皇と日本国民の戦争責任を不問にし、侵略戦争に日本国民を動員し、アジアの人々に大きな苦痛と被害を与えた軍国主義者をA級戦犯として裁き、彼らが戦争責任を負うことで決着がつけられたのである。

しかし太平洋戦争を「自存自衛」のための戦争と位置づける歴史教科書が検定合格し、首相がA級戦犯を英靈として祠った靖国神社に参拝する行為が継続すると、東京裁判に基づく歴史認識は否定されることになる。A級戦犯をはじめとする戦争指導者に対する責任を曖昧化し、むしろ彼らを再評価しようとする日本の政治家たちの姿勢は、韓国や中国の人々に不安を与え続けているのである。

また靖国神社には2万人以上の韓国人、台湾人の戦争犠牲者が合祀されている。彼らにとっては、植民地支配という状況のなかで巻き込まれた戦争だった。靖国問題は国内問題とし、「内政干渉」という理由で韓国や中国の意見を聞こうとしない小泉首相の態度は、「彼らを無駄死にさせたA級戦犯と一緒に祠られたたくない」という韓国・台湾人遺族の気持ちを踏みにじるものもある。

### III. 日中韓の歴史問題は解決できないのか

2001年にソウルで開かれた日韓首脳会談で、小泉首相は歴史教科書問題について相互理解を深めるために、日韓の専門家で共同研究を行うことを提案した。しかし、日韓の共同研究だけで歴史教科書問題が収束に向かうとは思われない。共同研究を通じていくら歴史に対する相互理解を深めたとしても、日本政府が過去を正当化する歴史

教科書を検定制度を通じて公認し続ける限り、再び日韓、日中間で摩擦が生じることは避けられないだろう。筆者は、2005年3月、日本の国会（「参議院国際問題調査会」）で歴史教科書問題解決のため問題提起を行ったことがある（注17）。このとき、筆者が提案した教科書問題を回避するための選択肢は、以下のようなものである。

①教科書検定を廃止して、一般書籍と同じように、どのような思想で書かれた教科書も学校で自由に使用できるようにする。そうすれば、少なくとも日本政府が過去を正当化した教科書を公認することにはならない。いろいろな教科書が出版されるかもしれないが、教科書の選定は各教育委員会や学校教員の良識にまかせればよい。

②検定がどうしても必要であるというなら、歴史教科書を一種類の国定教科書はどうか。ただし教科書づくりにはさまざまな考え方をもつ歴史学者のみならず、オブザーバーとして韓国や中国の歴史学者も加えた歴史教科書作成委員会を設置し、近隣諸国の意見を取り入れた「両論併記」の歴史教科書を提供することも考えられる。各学校には副読本を自由に選ばせることで独自性をださせればよい。この選択肢をとった場合、日韓の共同研究機関が大きな役割を果たすと思われる。将来的には日中韓の歴史学者を選抜した東アジア賢人会議を発足させ、日中韓の共通歴史教科書」編纂活動に取り組んでいくことが必要だろう（注18）。

③最後の選択肢は、日本が思い切って教科書検定における「近隣諸国条項」（注19）を破棄してしまうことである。そうすれば過去を正当化した教科書を検定合格させたところで、韓国や中国がクレームをつける法的正当性はなくなる。ただし、その場合、日韓、日中関係はさらに冷却化していくことを覚悟しなくてはならない。

いずれにしても、日本政府がアジア諸国に向けて「過去を反省する」と言しながら、一方で過去を正当化する歴史教科書を公認したり、太平洋戦争を肯定した靖国神社に首相が参拝するというダブルスタンダードの姿勢をとつては、中国・韓国のみならず米国からも信用されない。どの選択肢が一番日本の国益にかなうか、どうすれば教科書問題をはじめとする歴史問題の再燃を防ぐことができるか。日韓、日中の摩擦を回避するために、日本の政治家、官僚、学者は、韓国や中国の識者の意見を汲み上げながら、改めて知恵をしぼることが必要だと思われる。

また韓国や中国も、中韓の反日ナショナリズムを背景にした日本国民の嫌韓・嫌中感情を緩和させていく努力を怠るべきではない。日中韓が信頼関係を築いていくためには、互いに自国のナショナリズムを抑制しながら、憐国ナショナリズムの高まりに冷静に対応していく寛大さが必要だ。

### むすびにかえて：もう一つの課題

「東アジア共同体」構想で問われなければならないのは、貿易や投資などの経済協力だけではない。最も重要なのは、東アジア地域内での平和と友好の実現である。核開発、テロ、海賊、密輸、麻薬、SARSなどの脅威に、もはや一国では対応できな今日、安全保障問題についても東アジアを網羅した地域的対応が求められている。安全と平和が確保されなければ、この地域の繁栄もありえないということを、各国とも自覚する必要がある。そのような安全保障問題という観点から見たとき、北朝鮮の核やミサイル開発をめぐって東アジアに緊張が続く限り、東アジアの安定と平和はもたらされることはない。北朝鮮と隣接する日中韓にとって、北朝鮮どのように付き合い、彼らをどうのようソフランディングさせるかは、東アジアに平和と繁栄をもたらす「東アジア共同体」の設立にとって、避けて通れないもう一つの課題である。

その意味で、韓国と北朝鮮の平和共存を約束した「南北共同宣言」と、拉致被害者の安否確認、核・ミサイル問題への対応など、日朝のほとんどの懸案処理において、平和構築に向けた日本の要求を北朝鮮に受け入れさせた2002年9月の「日朝平壤宣言」は、東アジアの平和と安定に寄与する協定として忘れられるべきではない。今、日中韓3カ国間に必要なのは、この2つの「宣言」に、日中・日韓の歴史問題に区切りをつけようとした72年の日中共同声明と98年の「日韓共同宣言」を加えた3宣言・1声明を、6者協議の枠組みを通じ死文化させない外交努力を続けることではないだろうか。

北朝鮮が「核保有」宣言を行ったり、ミサイルを発射したこと、「南北共同宣言」や「平壤宣言」は死文化したという人もいる。また拉致事件の全容を明らかにしなければ、北朝鮮との国交正常化交渉を再開できないという日本人の気持ちも理解できる。しかし、2005年9月に開催された第4回6者協議で、北朝鮮は軽水炉が提供されるなら核開発を断念すると約束した（注20）。また、北朝鮮の中にも日本人の拉致被害者と同じような境遇に置かれた人達がいる。1990年から始まった日朝交渉で、北朝鮮が日本側に安否調査を求めた植民地時代の朝鮮人行方不明者は364名

にのぼっている。彼らの大部分がかつて日本に徴用された人々である。北朝鮮側の遺族も、こうした安否調査が進まないことにいらだちを覚えているのである(注21)。

戦争中の強制連行と、平和な時代の拉致問題を比較するのは間違いだと考える人もいるだろう。だが、拉致事件も強制連行も、国家の暴力によって個人の人権が侵害された点では共通しており、平時であろうとなかろうと、暴力をふるった国家が被害者である個人に謝罪と補償を行うのは当然である。にもかかわらず、二つ懸案(北朝鮮に対する戦後補償と拉致問題の解決)がなかなか解決しそうにないのは、両国とも加害者意識より被害者意識が強く、加害と被害の関係が国と個人の関係ではなく、国と国の関係にすり替えられているからである。「拉致問題の解決が先か、それとも強制連行への補償が先か」という平行線の議論から抜け出すためには、両国とも加害者としての事実を重く受けとめ、謝罪と補償の対象が被害を受けた国ではなく、被害者個人に向けられるべきことを強く意識する必要がある。お互いの国が相手国の被害者の痛みを理解し、解決に向けた対話を続けていく忍耐力が問われている。国家による暴力の連鎖を断ち切るためにには、国家ではなく、民の立場から、問題を解決していく努力も必要だ。日中韓の歴史問題でも、まったく同じことが言えるのではないだろうか。今、歴史問題解決に向けた真摯な民際協力と国際協調が求められている。

### 注

- 1) 第1回東アジアサミット(2005年12月)で議論された「東アジア共同体」の枠組みについて、中国やASEAN諸国は日中韓と ASEAN10ヵ国との枠組みを主張したが、日本はさらにインドやオーストラリア、ニュージーランドも対象国に含める独自案を発表。「東アジア共同体」の枠組みをめぐって日中の主導権争いが見られた。
- 2)『通商白書』2002年版
- 3)『毎日新聞』2006年8月11日
- 4)『朝日新聞』2005年6月8日
- 5)『毎日新聞』1991年12月
- 6)『毎日新聞』1993年8月
- 7)『朝日新聞』2005年3月31日
- 8)高崎宗司『検証:日韓会談』岩波新書、1996年、36ページ。
- 9)当時の外務省は、日本の朝鮮支配について、「これらの地域(朝鮮などの植民地)はいずれも当時としては国際法、国際慣習上普通と認められていた方式により取得され、世界各国とも久しくは日本領として承認していたものであって、……懲罰的意図を背景として、これらの地域の分離に関連する諸問題解決の指導原理とされることは、承服し得ないところである」(外務省平和条約問題研究幹事会『割譲地に関する経済的財政的事項の処理に関する陳述』)という認識をもっていた(上掲書、『検証:日韓会談』、6~8pp)。
- 10)同上『検証:日韓会談』35ページ。
- 11)日本の預金や債券などの各種証書の償還では、約74万5000件の申告に対し計2億2000万円が支払われ、元軍人・軍属・労働者に対しては8552人の申告者に一人当たり約30万ウォンが支給された(『朝日新聞』1993年11月13日)。
- 12)『朝日新聞』2005年6月8日
- 13)『朝日新聞』2005年1月18日
- 14)詳しくは、拙稿「泥沼の日韓関係修復のために」『論座』(朝日新聞社)2005年6月号を参照されたい。
- 15)『朝日新聞』
- 16)戦後50年の終戦記念日だった1995年8月15日、村山首相(当時)は、植民地支配と侵略に対して「多大な損害と苦痛を与えた歴史の事実を謙虚に受け止め、痛切な反省と心からのおわびの気持ちを表明する」という談話を発表した。
- 17)詳しくは、『第162回国会参議院国際問題に関する調査会会議議録』第6号、2005年3月2日を参照されたい。
- 18)日中韓3国共通歴史教材委員会『未来をひらく歴史:東アジア3国の近現代史』高文研、2005年は、そのような試みとして注目される。

## 第7セッション

- 19) 1982年、教科書検定で「戦時中の日本軍の行動が『侵略』から『進出』に変更される」という報道をきっかけに、韓国や中国の日本の教科書に対する批判の声が高まった。近隣諸国との摩擦を沈静化するため、日本政府は「2年後修正案」を発表すると同時に、歴史教科書の検定基準に「近現代における日本とアジア諸国との関係を記述する際には近隣諸国の意向に配慮する」という近隣諸国条項を設けることで、教科書問題の収束を図った。20) 2005年9月、北京で開催された4回目の6者協議で、初の共同声明が発表された。共同声明には、北朝鮮がすべての核兵器と現存する核計画の廃棄を約束する見返りに、他の5カ国(米国、日本、韓国、中国、ロシア)が北朝鮮式対する軽水炉の提供を「適当な時期に議論する」ことが盛り込まれている。また同声明には、米国が核兵器や通常兵器で北朝鮮を攻撃する意図がないことを確認するとともに、北朝鮮がNPT(核拡散防止条約)やIAEA(国際原子力機構)に早期に復帰することも明記された。しかし米国が北朝鮮に金融制裁を発動したことに北朝鮮が反発し、ミサイル発射に踏み切ったため、6者協議は中断している。
- 21)これまでの日朝交渉で、北朝鮮が日本側に安否確認を求める朝鮮人行方不明者の数は364人に上っている。その大部分は植民地時代に日本政府に徴用された人々である。

### ▼主要参考文献▼

- ・佐野淳也「東アジア連携に日中はいかに関わるか」渡辺利夫編『日本の東アジア戦略～共同体への期待と不安』東洋経済新報社、2005年
- ・藤原帰一『アジア経済外交の再建』『世界』2006年1月号
- ・深川由紀子「東アジアの新経済統合戦略－FTAを超えて」アジア政経学会『アジア研究』第51巻第2号、2005年
- ・原洋之介『東アジア経済戦略』NTT出版、2005年
- ・小原雅博『東アジア共同体～強大化する中国と日本の戦略』日本経済新聞社、2005年
- ・姜尚中「日本の『アジア化』が問われている」『世界』2006年1月号
- ・小島朋之「『東アジア共同体』と日中協力」アジア政経学会『アジア研究』第51巻第2号、2005年
- ・宮川眞喜雄「東アジア共同体－その実像と虚像」アジア政経学会『アジア研究』第51巻 第2号、2005年
- ・日中韓3国共通歴史教材委員会『未来をひらく歴史：東アジア3国の近現代史』高文研、2005年
- ・小倉和夫、品川正治『対中、対韓関係改善のために』『世界』2006年1月号
- ・太田修『日韓交渉：請求権問題の研究』クレイン、2003年
- ・朱建栄「中国はどのような『東アジア共同体』を目指すか」『世界』2006年1月号
- ・谷口誠『東アジア共同体～経済統合のゆくえと日本』岩波新書、2004年
- ・高崎宗司『検証：日韓会談』岩波書店、1996年
- ・柳生匂近「戦後日本と靖国神社」中村政則他編『過去の清算』岩波書店、1995年
- ・吉澤文寿『戦後日韓関係：国交正常化交渉をめぐって』クレイン、2005年